

鳥取県告示第266号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市及び八頭郡智頭町
- 3 終了年月日 平成23年2月18日